

写

3 経営第3249号  
令和4年4月1日

各都道府県農業信用基金協会会長理事 殿

農林水産省経営局金融調整課長

農業近代化資金保証料助成金交付事業実施要綱第2の2の農林水産  
省経営局金融調整課長が別に定めるものについて

農業近代化資金保証料助成金交付事業実施要綱（令和4年4月1日付け3経営第3147号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2の2の規定に基づき農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものを下記のとおり定めたので、通知する。

記

実施要綱第2の2の農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものは、次に該当するものとする。

人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知）2（1）の実質化された人・農地プラン（同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取り決め等を含む。）

附 則

この通知は、令和4年4月1日から施行する。